

■ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- 現行の印刷用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率をはじめとした指標項目による総合評価値により設定
- 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31年3月22日付で「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」を関係省庁等連絡会議決定として発出・運用中
- 印刷用紙の生産等の動向、原料となる古紙の需給状況等に係る調査を実施
 - ➔ 印刷用紙に係る古紙の需給動向の整理結果については[参考資料2](#)参照

- デジタル化の進展、若年層を中心とした消費行動の変化等、短期的には新型コロナウイルスの影響も加わり、新聞用紙及び印刷・情報用紙の生産量が大幅に減少
 - ➔ **新聞用紙**が2021年に2011年比で**38.4%減**、**印刷・情報用紙**が同**28.0%減**
- 印刷用紙の原料となる新聞古紙及び模造・色上古紙の大幅な減少が確認されており、今後この傾向が続くことが予想
 - ➔ 印刷用紙の古紙原料として競合する**新聞古紙**の消費割合は横ばいであるが、**模造・色上古紙**は衛生用紙の原料としての消費割合が大幅に増加
- 印刷用紙に係る判断の基準について古紙パルプの最低保証の配合率の引き下げ及びその他持続可能性を目指したパルプの評価の重み付けを引き上げ

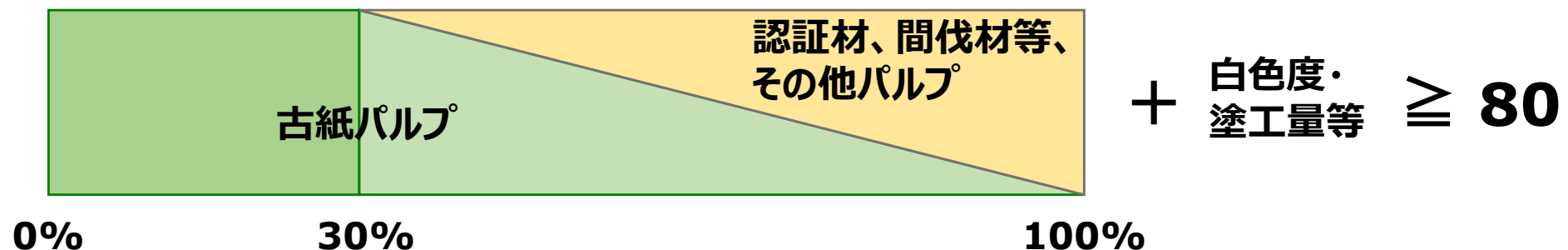
委員ご指摘を踏まえ、その他持続可能性を目指したパルプの評価の重み付けは現状維持

新たな印刷用紙に係る判断の基準の設定

- 古紙パルプの最低保証の配合率を「**60%以上**」から「**30%以上**」に引き下げ
- 「その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の評価の重み付けを「**0.5**」から「**0.7**」に引き上げ*

※ パルプ原料のみで総合評価値80以上とするためには森林認証材パルプ又は間伐材等パルプを原料として一定割合配合する必要がある

原料となるパルプの種類	評価値・指標値	
古紙パルプ	$y_1 = x_1 - 10$	$(30 \leq x_1 \leq 100)$
森林認証材パルプ又は間伐材等パルプ	$y_2 = x_2 + x_3$	$(0 \leq x_2 + x_3 \leq 70)$
その他持続可能性を目指すパルプ	$y_3 = 0.7 \times x_4$	$(0 \leq x_4 \leq 70)$



印刷用紙に係る総合評価値（古紙パルプ等）のイメージ

委員ご指摘を踏まえ、以下のとおり見直し案を変更

- ・古紙パルプの最低保証の配合率を「60%以上」から「40%以上」に引き下げ。
- ・総合評価値を「80点以上」から「70点以上」に引き下げ。
- ・今回の基準の見直しは3年間の時限的な措置とし、製品の市場動向等を踏まえ、令和7年度までに改めて専門部会を立ち上げ、基準見直しの検討を行う。